

アルコールチェック義務化!

業務中の飲酒運転による悲劇をなくすため、既に運行管理者による「緑ナンバー車」の酒気帯びチェックは義務化されていますが、安全運転管理者による「白ナンバー車」についても酒気帯びチェックが義務化されます。従業員が飲酒運転を行えば、企業イメージの悪化や、信用の失墜等により、経営に大きな悪影響を与えます。飲酒運転の常習者(依存症患者)を早期発見するとともに、深酒による二日酔い運転等を戒めるなど、飲酒運転を許さない厳格な体制づくりを進めましょう。

令和4年4月1日施行

道交法施行規則一部改正!

(道交法施行規則第9条の10)

1 運転前、運転後のドライバーに対し、**目視等**で、酒気帯びの有無を確認!

安全運転管理者は、事業所が所有する車を運転しようとするドライバーや運転を終えたドライバーに対して、目視等(顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など)により酒気帯びの有無を確認しなければなりません。

2 酒気帯びの有無の確認の記録を一年間保存!

安全運転管理者は、目視等により確認したドライバーの酒気帯びの有無について記録し、その記録を一年間、保存しなければなりません。



更に改正

アルコール検知器を準備しましょう!

プリンターが一体化して出力が簡単なものや、パソコン等と連動して自動で記録や保存ができるタイプもあります。

「アルコール検知器」とは、呼気に含まれるアルコールを検知する機器で、国家公安委員会が定めるものをいい、アルコールの有無やその濃度を警告音や警告灯、数値等によって示す機能があるものことです。

令和4年10月1日施行

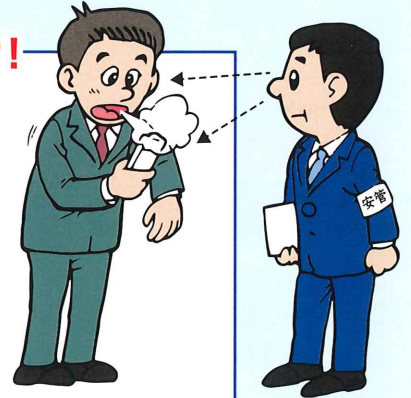
検知器による検査の実施を義務付け!

1 運転前、運転後のドライバーに対し、**目視等**だけではなく**アルコール検知器**を用いて酒気帯びの有無を確認!

安全運転管理者は、事業所が所有する車を運転しようとするドライバーや運転を終えたドライバーに対して、酒気帯びの有無について目視等で確認するほか、アルコール検知器(国家公安委員会が定めるもの)を用いて確認しなければなりません。

2 測定記録は一年間保存が義務! アルコール検知器は 常時、正常に稼働する状態に!

安全運転管理者は、目視等のほか、アルコール検知器を用いて確認したドライバーの酒気帯びの有無について記録し、その記録を一年間、保存しなければなりません。また、アルコール検知器をいつでも正常に作動し、故障がない状態に保たなければなりません。



安全運転管理者の業務に「アルコール検知」の業務が追加!!

(道交法施行規則第9条の10)

- ① 運転者の運転適性等の状況を把握する
- ② 安全運転確保のための運行計画を作成する
- ③ 長距離、夜間運転時の交替要員を配置する
- ④ 異常気象時等の安全確保の措置をとる
- ⑤ 点呼等により安全運転に必要な指示をする

安全な運転を確保するため⑤で行っていた運転前の飲酒の有無の確認を独立させて厳しくチェックすることに!

- ⑧ 運転日誌を記録させる
- ⑨ 運転者に対し安全運転の教育・指導をする

安全運転管理者が業務を怠ったことに対する罰則は設けられていませんが、公安委員会が使用者に対し安全運転管理者の解任を命じることがあります(解任命令に違反すると罰則が適用)。また、解任されると、新たに安全運転管理者を選任して届け出る必要がある等、業務の進捗にも支障を来しかねません。

新たに業務に追加される項目

令和4年4月1日より
酒気帯びの有無を確実にチェック

- ⑥ 酒気帯びの有無を目視等で確認する
- ⑦ その記録を一年間保存する

令和4年10月1日より改正
アルコール検知器の導入と検知

- ⑥ 酒気帯びの有無を目視等のほか、アルコール検知器で確認する
- ⑦ 確認内容の記録を一年間保存する。アルコール検知器は常時使用可能な状態を保持する。

運転前と後に検査を実施し、その記録を一年間保存することを怠れば、安全運転管理者が解任される可能性があります。



安全運転管理者の選任を怠っていませんか?

- 定員11人以上の自動車を1台以上保有
- 白ナンバー(自家用)自動車を5台以上保有(※二輪車は0.5台で計算)している事業所は、安全運転管理者選任事業所として安全運転管理者を選任しなければなりません。

安全運転管理者を選任しないと **罰則** 5万円以下の罰金(法人等両罰)

選任して警察(公安委員会)に届け出ないと **罰則** 2万円以下の罰金又は料(法人等両罰)

あってはならない! 飲酒運転の下命・容認

自動車の使用者等(安全運転管理者等、自動車の運行の管理を直接行う者を含む)は、業務に関し、酒気を帯びていることを知りながら運転を命じたり、見て見ぬふりをしてはいけません。

酒酔い運転の下命・容認

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

法人等両罰 100万円以下の罰金

酒気帯び運転の下命・容認

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

法人等両罰 50万円以下の罰金

飲酒運転は厳罰です!

酒酔い運転

飲酒量にかかわらず、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転すると

罰則 5年以下の懲役または100万円以下の罰金

違反点 35点▶免許取消し(欠格期間3年)

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役または50万円以下の罰金

違反点 25点(呼気中のアルコール濃度 0.25mg/ℓ以上)▶免許取消し(欠格期間2年)

13点(呼気中のアルコール濃度 0.15mg/ℓ以上 0.25mg/ℓ未満)▶免許停止(停止期間90日)

※前歴及びその他の累積点数がない場合
※欠格期間とは運転免許が取り消された後、新たに運転免許を受けることができない期間



飲酒検知拒否

警察官による呼気検査を拒否すると

罰則 3か月以下の懲役または50万円以下の罰金